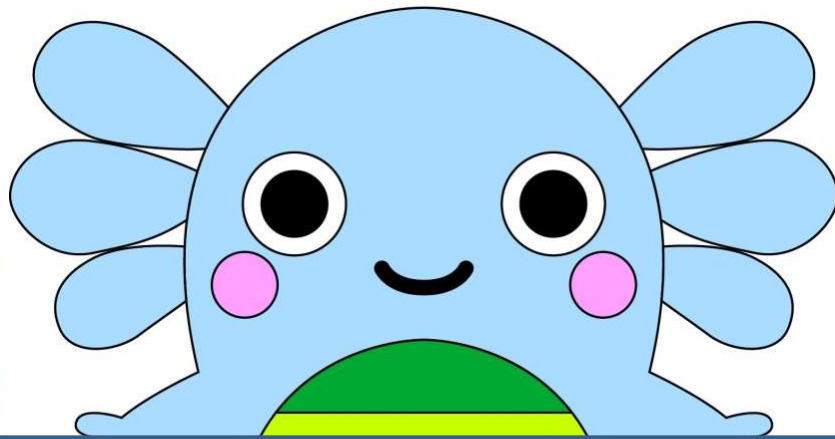


保育所等入所のでびき (2・3号認定用)



必ずこのてびきをよくお読みいただき、お申込みください。
このてびきや申請に必要な書類は、町のホームページから
ダウンロードできます。

湧水町役場
健康増進課 子育て支援係
令和6年発行

目 次

1	保育所等の種類	2 ページ
2	教育・保育給付認定区分	2 ページ
3	保育所等を利用するために必要な手続き	2 ページ
4	入所までのながれ	3 ページ
5	入所申請受付期間	4 ページ
6	申し込みに必要な書類	4 ページ
7	保育を受けるための条件と必要な書類	5 ページ
8	保育を受けられる時間帯と期間	6 ページ
9	保育料	7.8 ページ
10	副食費	9 ページ
11	入所後の手続き	9 ページ
12	転園	9 ページ
13	在園児の取り扱い	10 ページ
14	退所	10 ページ
15	町外へ転出後に保育所等を継続利用する場合	10 ページ
16	広域入所	10 ページ
17	湧水町へ転入予定の方	10 ページ
18	Q & A よくあるおたずね	11.12 ページ
19	町内保育所等の紹介	13.14.15.16 ページ

湧水町 保育所等の一覧表

園名	住所地	電話番号	定員	受入年齢	認定区分
心光保育園	湧水町木場 705-2	74-2034	90 名	0 歳～5 歳	2・3 号
かがやき保育園	湧水町幸田 1770-1	74-2292	30 名	0 歳～5 歳	2・3 号
ニツ葉認定こども園	湧水町北方 805	74-2052	10 名	3 歳～5 歳	1 号
			30 名	0 歳～5 歳	2・3 号
円乗寺こども園	湧水町川西 800-1	75-2040	12 名	3 歳～5 歳	1 号
			55 名	0 歳～5 歳	2・3 号

年齢早見表

保育年齢は、年度当初(4月1日時点)の年齢で算定します。年度途中で誕生日を迎えても保育年齢は変わりません。

対象	保育年齢
今年度中に 6 歳の誕生日を迎える子(年長)	5 歳児
今年度中に 5 歳の誕生日を迎える子(年中)	4 歳児
今年度中に 4 歳の誕生日を迎える子(年少)	3 歳児
今年度中に 3 歳の誕生日を迎える子(3 歳未満児)	2 歳児
今年度中に 2 歳の誕生日を迎える子(3 歳未満児)	1 歳児
今年度中に 1 歳の誕生日を迎える子(3 歳未満児)	0 歳児



1 保育所等の種類

区分	施設の種類	施設の概要	町内施設
認可	保育所	0～5歳児を対象に、就労などで家庭保育ができない保護者に代わって夕方までの保育を実施する施設のこと。	心光保育園 かがやき保育園
	認定こども園	幼稚園(教育)と保育所(保育)の機能を併せ持つ施設のこと。	二ツ葉認定こども園 円乗寺こども園

保育所等を利用するには、保育を必要とする理由(家庭保育ができない)がないと利用できません。単に「集団教育に慣れさせるため」、「社会生活を身に着けさせるため」等の理由だけでは入所できません。保育を必要とする理由は、5ページをご参照ください。

※ただし、認定こども園は教育認定も可能であり、その場合は、保育を必要とする理由は不要です。

(保育ではないため利用時間等は短くなります。)

2 教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は年齢や保育の必要性により、次のとおり区分され、保育所等を利用するには、認定を受ける必要があります。認定を受けた方が保育所等を利用することができます。

認定区分	対象年齢	保育を必要とする理由	利用できる保育所等	手続きの場所
1号認定(教育)	3歳以上	なし	認定こども園(教育認定)	認定こども園
2号認定(保育)	3歳以上	あり	認可保育所	健康増進課
3号認定(保育)	3歳未満		認定こども園(保育認定)	

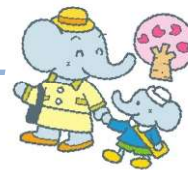
※保育所等を利用するには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

3 保育所等を利用するために必要な手続き

教育・保育給付認定を受け、保育所等への入所申込みを行います。申し込みは健康増進課でおこないます。(「教育・保育給付認定申請」と「入所申込み」を兼ねて申請します。)

このたびきでは、保育所等の利用(2・3号)を希望される場合の手続きについて記載しています。認定こども園の教育認定(1号)及び認可外保育所については、希望の保育所等で直接手続きしてください。

4 入所までのながれ



役場への相談・保育所等の見学

まず、希望の保育所等の見学や情報収集などをしてください。
保育の方針や雰囲気、通園までの道のりなど、保育所等ごとに異なります。



保育所等入所の申し込み

申請期間内に、健康増進課にて申し込みの手続きを行います。
書類に不備がある場合は受付できません。(記載漏れ、添付書類不足など)
特に、勤務先が発行する就労証明書は発行に時間がかかることがあります。
受付期間内に申請できるように、余裕をもって準備してください。



入所の選考

定員を上回る入所希望があった場合は、申請の際にお伺いしたご家庭の事情をもとに保育の必要性を指数化して、町が入所の選考をおこないます。
※先着順ではありません。



入所決定となった場合

支給認定証・入所承諾書及び保育料決定通知書を送付します。入所決定となった保育所等に連絡をとっていただき、面談・健康診断を受け入所準備をしてください。



入所保留となった場合

入所ができない旨の通知書を送付します。
(希望の保育所等の定員がいっぱいで受け入れが難しい等)
※希望する保育所等を変更する等の場合は、再度、健康増進課へご相談ください。

■ 障がい児・特別な配慮を要する子どもの入所について ■

障がい児及び特別な配慮を要する子どもの受け入れは、町内全保育所等で行っていますが、障がい・特性の程度や保育士の配置等により、受け入れができない場合があります。申込前に医療機関等で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、お子さんと一緒に希望する保育所等へ見学に行き、相談のうえ申請手続きをしてください。

申込み子どもが障害児支援サービスを利用している場合は、手続きの際にお申し出ください。



5 入所申請受付期間

新年度入所の受付期間 …… 前年度の10月～3月

年度途中入所の受付期間 …… 随時受付(概ね入所希望の1か月前)

6 申し込みに必要な書類

申請書に不備があると受付できず、希望の保育所等に入れない場合や保育料を適切に算定できない場合があります。例年、不備となる方が多いので、提出前に必ず確認のうえ申請してください。

(1) 必ず提出する書類《全員必要》

◆ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所(園)申込書

◆ 保育を必要とする理由を証明する書類(保護者全員分必要)

〈就労証明書・求職活動申立書・母子手帳の写し等〉

※詳細は次のページ「7 保育を受けるための条件と必要な書類」をご確認ください。

(2) 世帯の状況によって必要となる書類

保育料の算定に必要となります。該当する場合はすべて提出してください。

※申請中の場合は手続きの際にお申し出ください。

～同じ世帯に手帳を持っている人がいる場合～

◆ 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し

～同じ世帯に障害年金の受給者がいる場合～

◆ 年金証書(国民:障害基礎年金, 厚生:障害厚生年金等)の写し

～同じ世帯に特別児童扶養手当の受給者がいる場合～

◆ 特別児童扶養手当の受給がわかる書類の写し



～生活保護受給中または中国人残留邦人等の支援給付を受けている者がいる場合～

◆ 保護受給, 支給給付証明書の写し

～通学のため、別々に生活しているきょうだいがいる場合～

※保育料判定に影響します。状況によっては、別途書類の提出を求めます。

申込書等の記入上の注意

◎ 申込書等は黒ボールペンで記入してください。(消せるペンは不可)

◎ 記入内容を訂正される場合は、訂正箇所には二重線をひいて書き直してください。

(修正テープは使わないようお願いします。)

7 保育を受けるための条件と必要な書類

保育所等で保育を受けるためには、保護者（父母）に保育を必要とする理由があることが条件となります。

複数該当する場合は、該当する全ての書類を提出してください。※事前にご相談ください。

保育を必要とする理由	基準	必要な書類
①就労	パートタイム、夜間、居宅内の労働などの就労を常態とすること	就労証明書 ※お勤めの場合、勤務先から証明を受けてください。 ※複数勤務されている場合（ダブルワーク）、それぞれの勤務先からの証明が必要です。 ※自営の場合、ご自身でご記入ください。開業届・営業許可証・確定申告書の写しなど営業していることがわかる書類が必要です。 ※自営手伝いの場合、確定申告書の写しや出荷証明書など別途手伝いの状況がわかる書類が必要です。
②育児休業	育児休業を取得していること	就労証明書 ※お勤めの場合、勤務先から証明を受けてください。 ※育休期間や復職予定日の記載が必要です。
③求職活動中（起業準備含む）	求職活動を継続的におこなっていること	求職活動申立書及びハローワーク受付票の写し ※入所後3か月以内に就労が必要です。
④妊娠・出産	妊娠中もしくは出産後間もないこと	母子手帳の写し ※出産予定日が記入されたページの写しが必要です。
⑤疾病・障がい	疾病・負傷があるか精神・身体に障がい有していること	診断書等 ※かかりつけの医師から証明を受けてください。
⑥親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護を常態とすること	診断書等 身体障害者手帳等がある場合は、状況により写しで確認できる場合もあります。
⑦就学・職業訓練	学校等に在学もしくは職業訓練等を受けていること	在学証明書・受講証など 時間割・カリキュラムなど時間がわかるもの
⑧その他、災害復旧、虐待やDVのおそれがある等	災害の復旧にあたっていること等	り災証明書・その他証明

※保護者の育児休業中における新規入所について

保護者が育児休業中の場合は、ご家庭で保育することができると考えられるため（上記に該当しないため）、新規入所はできません。ただし、就労により育児休業前から既に保育所等を利用している在園児については、子どもの環境の変化を考慮して、最長2年までは引き続き保育の必要性があるものと認めています。

保育を必要とする理由がなくなった場合は退所となります。

8 保育を受けられる時間帯と期間

保育を必要とする理由がある場合でも、ご家庭の状況に応じて、保育必要量（保育を受けられる1日あたりの時間）と、認定期間（いつからいつまで保育を受けられるか）が異なります。

保育必要量は、短時間（1日あたり8時間程度）と標準時間（1日あたり11時間程度）にわかれます。標準時間の条件を満たしていれば、短時間を選択することもできます。なお、実際の保育時間は保育所等ごとに異なります。

認定の期間は、保育を必要とする理由に応じて異なります。認定期間が終了した場合は、保育所等の利用も終了します。

保育を必要とする理由	1日あたりの保育必要量		認定の期間
	短時間	標準時間	
① 就労 ※1 か月あたりの就労時間が 48 時間以上必要	○ 就労時間 120 時間未満	○ 就労時間 120 時間以上	就労開始日から就労期間満了日が属する月の末日まで ※標準時間に該当する方でも短時間を希望する場合は申し出により変更可
② 育児休業	△ (選択可)	○	育児休業期間が満了する日まで
③ 求職活動	△ (選択可)	○	原則として <u>3か月間</u> 期間内に就労しない場合は退所となります。
④ 妊娠・出産	△ (選択可)	○	妊娠期から、産後8週間となる日の翌日が属する月の末日まで
⑤ 疾病・障がい	△ (選択可)	○	診断書（介護・看護申立書）に記載されている治療見込終了月の末日まで
⑥ 親族の介護・看護	△ (選択可)	○	
⑦ 就学・職業訓練	△ (選択可)	○	就学・訓練期間開始日が属する月の初日から卒業・終了日の属する月の末日まで
⑧ その他、災害復旧、虐待やDVのおそれがある等	△ (選択可)	○	災害復旧するまで等 (個別に判断します)

※育児休業から復職する際に新規に申込みをされる方は、慣らし期間として、希望により1・2週間前からの認定を受けられます。保育所等と受け入れについて協議します。早めにご相談ください。

～就労証明書の記入について～

就労証明書については、保護者及び事業者の方が、記載要領をよくお読みいただき、事業所の方が記入・証明してください。書類に不正または虚偽の記載内容が判明したときは、入所取り消し（退所）となる場合があります。

9 保育料

保育料は、各月 1 日を基準日として子どもと生計を同じくする保護者（父母、養育者）の住民税課税状況、世帯の状況（ひとり親・障がい者世帯など）、保育年齢、保育必要量により算定します。次ページの保育料基準額表をご確認ください。

世帯の状況に変更があったときは、翌月分から保育料を再算定します。必ず変更申請を行ってください。（申請が遅れた等、遡って再算定する必要がある場合は、現年度分までとします。過年度分の再算定は行いません。）

（１）保育料の切り替え

新年度の住民税額が決定されることにより、毎年9月に保育料の年度切り替えを行います。年度当初の前期分4月から8月分と、後期分9月から3月分を保護者へ通知します。

保育料	算 定	保育料の通知
前期分(4月～8月)	前年度(前々年中の収入)住民税額	4 月中
後期分(9月～3月)	今年度(前年中の収入)住民税額	8 月中

※6月上旬までに税額が確定します。

（２）月途中の入所・退所の保育料

保育料は月途中の入所・退所の場合は、日割り計算します。

・月途中入所の場合

保育料×当該月の入所日から開所日数(25 日を超える場合は 25 日)÷25 日

・月途中退所の場合

保育料×当該月の退所日の前日までの開所日数(25 日を超える場合は 25 日)÷25 日

（３）政令指定都市に住所を有する人の保育料算定

国の制度改正に伴い、指定都市の住民税の所得割の標準税率が6%から8%に変更されていますが、保育料の算定については、他の市町村との税率が異なることで不公平が生じないように変更前の税率で算定することとなっています。

例) 福岡市, 北九州市, 熊本市など

（４）保育料の算定と徴収

保育料は、世帯の状況により、町が算定いたしますが、保育料の支払先は、保育園は町へ、こども園はこども園への支払いとなります。支払方法はそれぞれの支払先へお尋ねください。

（５）保育料を滞納した場合

保護者の皆様が負担される保育料は、保育所等の運営経費の一部に充てられており、大変重要な財源です。保育料を納めないでいると施設の安定した運営ができなくなります。期限内に納付が確認できない場合、連帯保証人へのご連絡や、悪質な場合、退所していただくこともございますので必ず納期限内に納付していただきますようお願いします。

保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）						単位：円
階層区分	定義		4歳以上児の場合		3歳児の場合		3歳未満児の場合		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	--	0	0	0	0	0	0	
		国	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税 非課税世帯	--	0	0	0	0	0	0	
		国	0	0	0	0	0	0	
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	0	5,800	5,700	
		国（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	9,000	9,000	
		ひとり親世帯等以外	0	0	0	0	12,600	12,300	
		国（ひとり親世帯等以外）	0	0	0	0	19,500	19,300	
第4A階層	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	0	0	7,600	7,500	
		国（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	9,000	9,000	
		ひとり親世帯等以外	0	0	0	0	19,500	19,100	
		国（ひとり親世帯等以外）	0	0	0	0	30,000	29,600	
第4B階層	所得割課税額 97,000円未満	--	0	0	0	0	19,500	19,100	
		国	0	0	0	0	30,000	29,600	
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	--	0	0	0	0	28,900	28,400	
		国	0	0	0	0	44,500	43,900	
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	--	0	0	0	0	34,200	33,600	
		国	0	0	0	0	61,000	60,100	
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	--	0	0	0	0	39,600	38,900	
		国	0	0	0	0	80,000	78,800	
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	--	0	0	0	0	39,600	38,900	
		国	0	0	0	0	104,000	102,400	

① きょうだいで利用する場合、未就学の子ども2人目は半額、3人目以降は無料となります。

② 所得に応じて保育料の軽減があります。

- 第3階層及び第4階層Aのうち住民税所得割額 57,700 円未満の世帯については1人目の年齢にかかわらず、2人目が半額、3人目以降の保育料が無料となります。またひとり親世帯等の場合は2人目以降が無料となります。
- 第4階層 B については、3人目のみ未就学の場合の保育料は2/3となります。
- 第4階層 B については、未就学のこどもが2人いる3人目の保育料は1/4となります。

ひとり親世帯等・・・ひとり親世帯、世帯員に障害のある方がいる世帯、生活保護世帯

10 副食費

副食費(給食のおかず)については、保護者の負担になります。

3～5歳児クラスの副食費は保育園・こども園により徴収します。金額・支払方法は保育所等へご確認ください。0～2歳児クラスの子どもの主食費・副食費は保育料の一部として負担していただいておりますので、別途お支払いをする必要はありません。

給食費は無償化
の対象外だよ



○副食費免除について

保育所等が徴収を行う副食費は、保護者の収入等(年収約360万円未満相当)により免除の対象となる場合があります。副食費免除の対象の方には、保育料決定通知と一緒に町から通知いたします。(免除の方にのみ通知します。)

11 入所後の手続き

入所後に提出書類や世帯の状況について変更があった場合は、窓口での手続きが必要です。

入退所や保育料に影響する場合がありますので、その都度速やかに書類の提出をお願いします。

主な変更内容	必要な書類
世帯構成の変更 結婚(事実婚含む), 離婚(ひとり親) 転出, 転入, 死亡 祖父母と同居 障がいのある人との同居	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所(園)申込書
転職	就労証明書
時間や日数(シフト)の変更 現在の仕事とは別に就労を開始したとき	就労証明書
育児休業の取得・期間の変更, 復職するとき	就労証明書
出産のため離職したとき	母子手帳の写し
退職して求職活動をするとき	求職活動申立書
求職中の保護者が就職したとき	就労証明書
本人または世帯員の障害手帳等の取得・喪失	取得の場合は手帳の写し
特別児童扶養手当の受給・更新・喪失	特別児童扶養手当証書の写し
修正申告等による市町村民税額の変更	窓口へおいでください
教育・保育給付認定区分の変更(1号⇔2号)	健康増進課またはこども園へご相談ください。

12 転園

年度途中の町内園内の転園は原則できません。特別な理由等がある場合や、町外保育所等へ転園希望の場合はご相談ください。

13 在園児の取り扱い

入所中の保育所等で、次年度に継続入所を希望する場合は、毎年必ず手続きが必要です。
保育を必要とする理由がなくなった場合は、継続利用ができなくなりますのでご注意ください。

14 退所

退所される場合は、届け出が必要です。退所されるまでに余裕をもって健康増進課で手続きをしてください。また、「保育を必要とする理由」がなくなったときや1月以上保育所等を欠席した場合も退所となります。

15 町外へ転出後に保育所等を継続利用する場合

在園児が町外に転出した後も継続して当該保育所等に通園を希望する場合は転出前に退所の手続きが必要です。また、転出先の市町村で、転入の手続きが完了したら、湧水町の保育所等に継続して通園するための手続きをしてください。（広域入所）

16 広域入所

広域入所とは、住所地以外の市町村の保育所等に入所することです。住民票のある町からの申請（協議）となります。申込みは次のとおりです。

区分	湧水町民が町外の保育所等を希望するとき	町外から湧水町内の保育所等を希望するとき
問い合わせ先	希望する保育所等 受入先の市町村※	希望する保育所等 湧水町
申請手続き	湧水町	住民票のある市町村
提出期限	受入先の市町村の受付期間	湧水町の受付期間
保育料	湧水町で算定	住民票のある市町村で算定
入所選考	住民票がある子どもの保育利用が優先となりますので、住所地外からの利用者については、優先度は低くなります。	

※受入を行っていない場合もあります。まずは必要書類や提出期限などを確認してください。

17 湧水町へ転入予定の場合

湧水町外からの転入予定の方も湧水町の施設に申込みをすることができます。転入予定であることわかる書類等（売買契約書・賃貸契約書等）を提出してください。

※入園が決定した場合で、利用開始日時点で住民登録が完了していないときは、入園が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。



18 Q&A よくあるおたずね



Q1: 年度途中から保育所等を利用したいです。

A1: 年度途中からの利用は、随時受付しています。健康増進課までお問い合わせください。

Q2: 希望の保育所等は複数書かないとだめですか？

A2: できるだけ入所していただくために、複数の保育所等を申込みされることをおすすめします。希望する保育所等の選考にもれてしまうと、待機児童となるリスクがあります。第1希望のみ記入したほうが入所しやすいということはありません。利用したいと思う保育所等を利用したい順番に記入してください。ただし、入所決定後に取り下げることのないよう、通園可能な保育所等のみお選びください(他の希望者の妨げになります)。

Q3: きょうだいで入所を希望しています。申込書や添付する就労証明書はそれぞれ必要ですか？

A3: 同じ時期の申請に限り申込書及び就労証明書等は1枚で結構です。

Q4: 下の子の新規入所申込みをする予定ですが、就労証明書等はきょうだい(在園児)の申込時に添付して提出済です。あらたに就労証明書を勤務先から記入してもらう必要がありますか？

A4: 申込みをする時期が違えば、就労状況等も変更になっている可能性もありますので、確認のため申請時の状況に合わせて再度提出をお願いします。

Q5: 求職活動の理由により入所しましたが、期間内に仕事がきまりませんでした。子どもは保育園を気に入るし、このまま在園できませんか？

A5: 保育所は「保育を必要とする理由」がない場合は、利用できません。求職活動での入所期間は3か月です。期間内に就労しなければ退所となります。ただし、特別な事情により就労できなかった場合は、入所期間の延長を認める場合がありますのでご相談ください。また、こども園の場合、1号認定(教育認定)の定員に空きがあれば在園できる場合がありますので、こども園へご相談ください。

Q6: 仕事を辞めました。すぐに退所しないといけませんか？

A6: 退職しても、すぐに就労する意思がある場合は、求職中として保育所等の利用ができるので、退職後3か月間は退所する必要はありません。3か月以内に就労してください。ただし、就労する意思がない場合は、退職した日の月末に退所となります。継続利用か退所のどちらにしても必ず手続きが必要になりますので、健康増進課までお越しください。

Q7: 事実婚により配偶者(パートナー)と同居を始めました。手続きが必要ですか？

A7: 手続きが必要です。保育料にも影響しますので、速やかに健康増進課にて手続きをお願いします。

Q8: 祖父母と同居しています。保育料の算定に影響はありますか？

A8: 同一世帯として生計を共にしていれば保育料の算定に影響します。同一住所でも2世帯住宅(完全別居)の場合は、保育料の算定には影響しません。

Q9： 離婚予定で別居中です。保育料は下がりにませんか？

A9： 保育料は変更ありません。離婚後の翌月から算定方法が変更となります。ただし、離婚調停中については、裁判所から離婚調停中である旨の証明書を提出されることにより、所得を合算せずに算定することができます。

Q10： 確定申告をしていないため、最高階層で保育料が決定されました。どうすればよいですか？

A10： 住民税の申告が必要です。住民税確定後、当該年度の4月または9月に遡り保育料を再算定します。ただし、過年度分は再算定しませんのでご注意ください。確定申告の方法については、住民税務課へお問い合わせください。

Q11： 家庭の理由により、休園・欠席した場合の保育料は日割計算されますか？

A11： 自己都合による欠席については、日数に関わらず日割計算はされません。
また、病気や怪我で入院する、里帰り出産など、1か月を超える休みをとる場合には退所となりますので、健康増進課でお手続きをお願いします。

Q12： 保育所等はどのように選んだらいいですか？

A12： 保育所等によって定員数や保育方針等、個性もさまざまです。事前に見学に行き、園のカラーを確かめていただくことが大切です。

参考「よい保育施設の選び方 十か条」抜粋(厚生労働省ホームページより)

- | | |
|------------------|---------------|
| 一 まずは情報収集を | 二 事前に見学を |
| 三 見た目だけで決めないで | 四 部屋の中まで入って見て |
| 五 子どもたちの様子を見て | 六 保育する人の様子を見て |
| 七 施設の様子を見て | 八 保育の方針を見て |
| 九 預けはじめてからもチェックを | 十 不満や疑問は率直に |

お子さんの保育上、性格や気になるところ、アレルギーの有無、投薬の有無など、見学時に相談してください。

絵本代・新年度用品・体操服・制服など、保育料とは別に各保育所等で実費徴収するものがありますので確認しておきましょう。





社会福祉法人 心光福祉会

心光保育園



住 所 : 湧水町木場 705-2

TEL : 0995-74-2034

定員数 : 90 名

★ ホームページあり ★

1日の流れ

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	【開園】順次登園・自由あそび	
9:30	おやつ・排泄(おむつ交換)	片づけ・集団リズム・体操
10:00	朝の会・触れ合い・沐浴・遊び	朝の会・お参り・クラス別保育
11:20	給食(個々に応じた援助)	給食準備・手洗い・配膳
11:30		給食・歯磨き・着替え
12:30		お昼寝の準備・排泄 お昼寝
13:00	おやつ・排泄・着替え・手洗い・お帰りの会・室内遊び	お昼寝・寝具片づけ
15:00		おやつ・降園準備・お帰りの会 自由遊び
18:00	順次降園	
19:00	延長保育(申請者のみ) 【閉園】	

○保育方針○

豊かな宗教的保育のなかで心身の調和的発達を図り、一人ひとりの乳幼児が本当の幸せを得ることのできる礎を気付くことのできる保育をめざしています。

○保育目標○

宗教的情操とは「智慧」「慈悲」「平等」の 3 つの願いを中心として、心豊かな思いやりのあるやさしい子どもを育てる。

☆智慧とは・・・しあわせをつくる智慧の力・考える力をはぐくみます。

☆慈悲とは・・・あたたかな包容力のある心を育みます。

☆平等とは・・・仲良く力を合わせて秩序ある行動ができるように寄りそい育みます。



《 主な年間行事 》

- 4 月 入園式・保育参観総会
- 5 月 子どもの日の集い・健康診断・春の遠足・クッキング*
- 6 月 祖父母の集い・歯科検診・4 園人形劇
- 7 月 奉仕作業 1・プール開き・エンジョイサマー保育・クッキング*
- 8 月 プールおさめ
- 9 月 奉仕作業 2・運動会
- 10 月 親子バス遠足・クッキング*
- 11 月 育児講座・町文化祭展示・芋ほり
- 12 月 お遊戯会・報恩講参観・餅つき大会・交通安全教室
- 1 月 出初式・仏前七草祝い・クッキング*
- 2 月 豆まき・楽しい広場・クッキング*
- 3 月 お別れ遠足・お別れ会・卒園式

★毎月・・・お誕生会・消火・避難訓練・身体測定

心光こども会(年 8 回)・体育あそび(3.4.5)・
英語あそび(4.5)・お茶に親しむ(5)★



☆園からひとこと☆

子ども・保護者・園の三位一体の「つながり」を大切にします。毎日手を合わせ、みほとけ様にお参りする。名水「丸池」近辺の探索・散歩ができる素晴らしい環境や各クラスが見渡せる異年齢交流など楽しく明るい保育園です。



学校法人 見真学園

かがやき保育園



住 所 : 湧水町幸田 1770-1

TEL : 0995-74-2292

定員数 : 30 名

★ ホームページあり ★

1日の流れ

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00 9:00	【開園】順次登園・自由あそび お片付け・体操・マラソン・かけっこ リレーなど	
9:30 11:20	朝の集まり {10:00 特別食} あそび(活動)〜お片 付け	朝の集まり 運動・リズム遊び あそび(活動)〜お片 付け
11:30 13:00	昼食準備・昼食 歯磨き・着替え・午睡 準備・紙芝居・絵本	昼食準備・昼食 歯磨き(フッ素) 紙芝居・絵本 5 歳児→音読 自由遊び・午睡
14:30 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00	おやつ準備 おやつ・降園準備 帰りの集まり・順次降園 合同保育(自由あそび) 延長保育 【閉園】	

○保育理念○

笑顔いっぱい ひとりひとり かがやける保育園

○保育方針○

「個々の伸展」各自が素晴らしい個性を内包している
からこそ、一人ひとりの個性を引き出し、育て はぐくん
でいきたい

○保育目標○

真心＝素直さ 優愛＝思いやり 伸力＝生きていく力



《 主な年間行事 》

- 4 月 入園、進級式・面談、家庭訪問・遠足・健康診断
- 5 月 こいのぼりパーティー・運動会
- 6 月 歯科検診・時の記念日・保育参観
- 7 月 プール、水遊び・七夕まつり・お泊り保育(5 歳児)
- 8 月 異年齢児交流・夏祭り・すいか割り大会・映画の日
家庭教育講演会
- 9 月 敬老会参加(幸田地区)・お月見パーティー・祖父母参観
- 10 月 家族遠足・ハロウィンパーティー・人形劇観劇・健康診断
- 11 月 発表会・芋ほり・作品展・家庭育児講座
- 12 月 クリスマスパーティー・保育参観・マラソン大会・大掃除
- 1 月 かるた大会・たこあげ大会・鏡開き・小学5年生との交流
- 2 月 節分パーティー・集大成発表会・個人面談
- 3 月 体験入園・ひなまつりパーティー・お別れ遠足
お別れ会・卒園式・終了式

★毎月・・・お誕生会・消火、避難訓練・食育の日・
身体測定・かがやきの日★



★園からひとこと★

小規模園ですので、家庭的な雰囲気です。一人ひとりと
じっくり関わることができます。
お子様の成長を保護者はもちろんご家族の皆様と共に
見守り、笑って、泣いて、喜んで、一緒に感動しましょう。
見学のご来園お待ちしております。



社会福祉法人 湧水美空福祉会

二ツ葉認定こども園



住 所 : 湧水町北方 805

TEL : 0995-74-2052

定員数 : 1号 10名 2・3号 30名

1日の流れ

時間	3歳未満児	3歳以上児
7:00	【開園】順次登園・自由あそび	
9:00	お片付け・朝の会	マラソン・体操
9:30	おやつ・排泄・計画保育	朝の会・計画保育
11:00	お片付け・排泄・給食	お片付け・排泄・給食
12:30	紙芝居・絵本・歯みがき お昼寝準備	紙芝居・絵本・ お掃除(4～5歳児) 歯磨き(フッ素) お昼寝準備
13:00	お昼寝	お昼寝
15:00	お目覚め・排泄・手洗い	
15:20	おやつ・お帰りの会	
16:00	降園準備・順次降園・自由遊び	
18:00	延長保育(申請者のみ)	
19:00	【閉園】	

○保育理念○

元気な子 優しい子 頑張る子を育てる

○保育方針○

- ・豊かな感性を育て 創造性の芽生えを養う
- ・一人ひとりが くつろいだ雰囲気、整備された環境の中で心身ともに 健やかに成長できるような保育
- ・遊びや園生活を通して 日常生活に必要な 基本的な生活習慣を養う
- ・『道徳心、自主性、協調性』を養う



《 主な年間行事 》

- 4月 入園式・健康診断
- 5月 春の遠足・保育参観
- 6月 歯科検診・プール開き
- 7月 七夕敬老保育参観・お泊り保育(4,5歳児・卒園児)
- 8月 夏祭り・中高生ボランティア受入
- 9月 敬老会参加(北方地区)・運動会
- 10月 親子遠足・芋ほり
- 11月 健康診断・湧水町文化祭展示作品
- 12月 お遊戯会・餅つき大会・クリスマス会
- 1月 たこあげ大会・草スキー
- 2月 節分・マラソン大会・お別れ遠足
- 3月 ひなまつり・お別れ会・卒園式・終了式

★毎月・・・お誕生会・消火避難訓練・身体測定・
体育あそび・英語あそび★



☆園からひとこと☆

広い園庭で伸び伸びと遊び、少人数でゆったりとした保育環境の中で、園児を中心にした保育を行いながら、保護者の方々と園児達の成長を一緒に見守っていければと思っております。

かけがえのない幼児期を、家庭的な雰囲気の中で、園児たちが楽しく過ごせる保育を心がけております。



社会福祉法人 速證福祉会 円乗寺こども園



住 所 : 湧水町川西 800-1
TEL : 0995-75-2040
定員数 : 1号 12名
 2・3号 55名



★こちらからHPご覧になれます↑↑★

1日の流れ

時間	
7:00	【開園】順次登園・自由あそび
9:30	朝のお集まり
10:00	いっぱいあそぼう
11:30	いただきます
13:00	おやすみ(おひるね)
15:00	みんなであそぼう(年長)
15:30	おやつ
16:00	帰りの会
18:00	さようなら・自由あそび
19:00	延長保育
	【閉園】

○保育理念○

いのちの尊さ、生き合うことの尊さを知る心を育てる。

○保育目標○

ほとけさまのやさしい心(大慈悲心)をお手本に、ひとりひとりのいのちを大切に「まことの保育」を実践しています。人間としての基礎が培われる大切な乳幼児期に、心身の調和的発達と基本的な生活習慣の定着を図り、毎日の生活の中で「生きる力」をつけることを目標にしています。

- ①ほとけさまをおがむ子 「強く明るく素直な心をそなえた子を育てる」
- ②ありがとうのいえる子 「感謝と反省のできる子に育てる」
- ③よく聞く子 「聞く態度を身につけ、よく考えて行動できる子に育てる」
- ④なかよくする子 「互いに助け合い、元気いっぱいあそべる子に育てる」



《 主な年間行事 》

- 4月 入園・進級式・花まつり・保護者会総会・面談
- 5月 ふじまつり・春の遠足・すもう大会・健康診断
- 6月 田植え・歯科検診
- 7月 七夕製作・盆踊り・お泊り保育
- 8月 プールあそび
- 9月 運動会
- 10月 親子遠足・稲刈り・芋ほり
- 11月 生活発表会・健康診断
- 12月 餅つき・ありがとうまつり(報恩講)
- 1月 七草・たこあげ
- 2月 節分・なわとび大会・チャレンジャーGO
- 3月 ひなまつり音楽会・茶道お披露目会
お別れ会・卒園式



★毎月・・・お誕生会・消火、避難訓練・身体測定・

英語教室・茶道教室★



☆園からひとこと☆

広々とした園舎と自然豊かな園庭で、毎日を伸び伸びと過ごす子どもたち。

自主的で創造的な遊びを通して、子どもの「生きる力」を育みます。

子どもを中心に、家庭と園と手を取り合って、一緒に成長を見守っていきましょう。
見学も随時受け付けております。

問い合わせ

湧水町役場 健康増進課

子育て支援係

☎ 0995-74-3111 （内線

